

# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 定款

## 第1章 総 則

### 【名 称】

第1条 この法人は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会と称する。英文では、**Japan Mountaineering & Sport Climbing Association** と表示し、**JMSCA** と略称する。

### 【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 【目 的】

第3条 この法人は、わが国における登山界、スポーツクライミング界及び山岳スポーツ界の統轄に関する事業を行い、これを代表する団体として、安全を第一に山の環境と文化に配慮した登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

### 【事 業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの普及振興
- (2) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する大会等の開催
- (3) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する競技力の向上
- (4) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する指導者の養成と資格認定
- (5) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関するルールの制定
- (6) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する用具の研究・開発・検定と公認
- (7) 山岳遭難及びスポーツクライミングにおける事故の予防と遭難・事故対策に関する調査研究および指導
- (8) 山岳自然環境の保護及び自然保護活動の推進
- (9) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する図書の出版と機関誌の発行
- (10) 海外登山・クライミングの啓発及び指導と国際交流
- (11) 事業の推進に資するため、物品等の販売事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国内及び海外において行うものとする。

### 第3章 会 員

#### 【法人の構成員】

第5条 この法人は、次の会員を置く。

(1) 正会員：各都道府県において登山界及びスポーツクライミング界を統轄し、その普及振興を行う団体を代表する者及びこの法人の目的に賛同して入会した登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツ団体を代表する者又は学識経験者

(2) 賛助会員：この法人の事業を援助する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

#### 【会員等の資格の取得】

第6条 この法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

#### 【会費等の負担】

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年度、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、賛助会員になったとき、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### 【任意退会】

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 【除 名】

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、事案の重大性によっては、以後入会を認めない事ができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

#### 【会員の資格喪失】

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その

資格を喪失する。

- (1) 一年以上会費を滞納したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### 【種類】

第11条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

### 【構成】

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

### 【権限】

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### 【開催】

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の決議をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

### 【招 集】

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

### 【議 長】

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### 【議決権】

第 17 条 総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

### 【決 議】

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### 【書面による議決権の行使等】

第 19 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 正会員は、他の正会員を代理人として、その議決権を行使する場合には代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### 【議事録】

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名押印をする。

### 第 5 章 役 員

#### 【役員の設置】

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は 20 名以上 30 名以内
  - (2) 監事は 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 4 名以内を副会長、1 名を専務理事、13 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### 【役員の選任】

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### 【理事の職務及び権限】

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担する。また、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め定めた順序によって、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係わる職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は

欠けたときは、理事会が予め定めた順序によって、その職務を代行する。

- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 【監事の職務及び権限】

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 【役員の任期】

##### 第25条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者、他の在任理事又は他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 【役員の解任】

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### 【役員の報酬等】

第27条 理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### 【名誉会長、顧問及び参与】

第28条 この法人に、任意の機関として、名誉会長1名、顧問15名以内及び参与235名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長であった者及びこの法人に多大な功績があった功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 参与は、この法人の理事、監事であった者及び理事会が推薦した者につき会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 名誉会長は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 7 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 8 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるができる。

## 第6章 理事会

### 【構成】

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 【権限】

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### 【招集】

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の開催については、監事に通知するものとする。

### 【議長】

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### 【決議】

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 【議事録】

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

### 第 7 章 資産及び会計

#### 【基本財産】

第 35 条 総会で基本財産とすることを決議した財産をこの法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。これを処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する

#### 【事業年度】

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 【事業計画及び収支予算】

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 【事業報告及び決算】

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものと

する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 【公益目的取得財産残額の算定】

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

### 第 8 章 定款の変更及び解散

#### 【定款の変更】

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### 【解 散】

第 41 条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### 【公益認定の取消し等に伴う贈与】

第 42 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 【残余財産の帰属】

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 9 章 事務局

#### 【事務局】

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

### 【情報公開】

- 第 45 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 【個人情報の保護】

- 第 46 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 動画説明文書に訂正がありますので、以下のように修正願います。個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章 公示の方法

### 【公告の方法】

- 第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第 12 章 補 則

### 【委 任】

- 第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は神崎忠男とする。
- 4 平成 27 年 5 月 31 日 一部変更

- 5 平成 28 年 11 月 13 日 一部変更（平成 29 年 4 月 1 日より施行する。）
- 6 平成 30 年 6 月 10 日 一部変更
- 7 令和元年 6 月 16 日 一部変更
- 8 令和 3 年 6 月 20 日 一部変更
- 9 令和 4 年 6 月 19 日 一部変更